

青森県子ども読書活動推進計画

(第 二 次)

平成22年3月

青森県教育委員会

計 画 の 策 定 に あ た っ て

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律 第2条）です。

青森県教育委員会では、「教育は人づくり」であるという原点に立ち、「新しい時代を主体的に切り拓く人づくり」を目指して教育施策の推進に努めており、子どもの読書活動については、平成16年3月に策定した「青森県子ども読書活動推進計画」に基づいて、様々な取組を行ってきました。

その成果として、県民の間で子どもの読書活動の大切さに対する認識が広まったこと、各地域で学校や図書館等と連携して活動する読み聞かせボランティアのネットワークが形成されたこと、市町村における子ども読書活動推進計画の策定が促進されたことなどを挙げるすることができます。

この「青森県子ども読書活動推進計画（第二次）」は、平成22年度から5年間の子どもの読書活動推進の基本的方向を示すものです。

子どもの読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が重要であることから、県教育委員会では、市町村や読書関係団体等の県民の皆様と連携しながら取り組むこととしております。関係者並びに県民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、様々な御提言や御意見をいただきました青森県子ども読書活動推進協議会の委員の皆様をはじめ、多くの県民の皆様にお礼を申し上げます。

平成22年3月

青森県教育委員会

教育長 田 村 充 治

青森県子ども読書活動推進計画 (第 二 次)

目 次

はじめに

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の期間 1
- 3 計画の構成 1

第1章 現状と課題

- 1 本県における取組状況 2
 - (1) 県の取組
 - (2) 県内の状況
- 2 本県の課題 2
 - (1) 公立図書館の機能強化と図書館未設置の解消
 - (2) 学校図書館の充実と公立図書館による支援
 - (3) 読み聞かせボランティアの育成と支援
 - (4) 乳幼児期からの家庭での読み聞かせの浸透

第2章 基本方針

- 1 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進 4
- 2 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実 4
- 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発 4

第3章 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進 5
 - (1) 子どもの読書活動の推進における家庭の役割
 - (2) 地域での行事を通じた子どもの読書活動への理解の促進
 - (3) 県の施策

2	地域における子どもの読書活動の推進	5
	【図書館等】	5
	(1) 地域での子どもの読書活動の推進における図書館等の役割	
	(2) 図書館等における読書環境等の諸条件の整備・充実	
	図書整備・充実	
	貸出サービス体制の整備・充実	
	図書館等の情報化	
	児童室等の整備	
	司書の配置	
	職員研修の充実	
	障害のある子どものための諸条件の整備・充実	
	(3) 県の施策	
	【ボランティア、民間団体・企業】	7
	(1) 地域の読書活動の推進におけるボランティア、民間団体・企業の役割	
	(2) ボランティア、民間団体・企業に係る諸条件の整備・充実	
	(3) 県の施策	
3	学校等における子どもの読書活動の推進	8
	【幼稚園・保育所】	8
	(1) 子どもの読書活動の推進における幼稚園・保育所の役割	
	(2) 幼稚園・保育所における読書環境等の諸条件の整備・充実	
	(3) 県の施策	
	【小学校・中学校・高等学校・特別支援学校】	9
	(1) 子どもの読書活動の推進における学校の役割	
	(2) 学校における読書環境等の諸条件の整備・充実	
	家庭・地域との連携による読書活動の推進	
	学校図書館の機能の整備・充実	
	図書整備・充実	
	情報化の促進	
	司書教諭を中心とした教職員間の協力	
	学校司書等の配置	
	(3) 県の施策	
4	子どもの読書活動を推進するための条件整備	10
	(1) 県における推進体制	
	(2) 市町村における推進体制	
	(3) 民間団体に対する支援と連携・協働	

第4章 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発	11
1 子ども読書啓発事業の推進	11
2 優良な図書の普及	11
第5章 計画の評価	12
1 計画の評価	12
2 評価の指針と数値目標	12
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進に関する評価	
(2) 地域における子どもの読書活動の推進に関する評価	
(3) 学校における子どもの読書活動の推進に関する評価	
3 計画の推進に向けて	13

[資料編]

はじめに

1 計画策定の趣旨

青森県教育委員会では、平成16年3月に、本県における子どもの読書活動推進の基本的方向を示す「青森県子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を推進するための様々な取組を行ってきました。

その結果、子どもの読書活動を推進するための環境整備は、着実に進んでいますが、公立図書館の機能の強化や読み聞かせ活動の一層の振興など、引き続き取り組んでいかなければならない課題が残されています。

この間、国においては平成17年7月に文字・活字文化振興法が制定されました。平成18年3月には教育基本法が改正され、新たに、家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域の連携協力についての規定が盛り込まれました。平成19年6月には学校教育法が改正され、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられています。平成20年8月には図書館法が改正され、図書館にその運営状況に関する評価及び改善や情報提供に関する努力義務が課せられました。

国は、このような動きの中で、平成20年3月に新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

このため、本県においても、これらの情勢の変化を受け、また、本県における課題を踏まえ、新たな計画を策定するものです。

2 計画の期間

本計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間にわたる施策の基本的方向を示すものです。

3 計画の構成

本計画は、第1章「現状と課題」、第2章「基本方針」、第3章「家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進」、第4章「子どもの読書活動を推進するための条件整備」、第5章「計画の評価」の5章で構成されています。

第3章と第4章は、第2章の基本方針に基づいた県の取組等を示すものです。

第1章 現状と課題

1 本県における取組状況

(1) 県の取組

県では、子どもの読書活動の大切さを広く県民に啓発するため、県域の読書推進団体と連携して読書活動推進県民大会を開催するとともに、子どもの読書活動啓発のための小冊子を作成し、乳幼児の保護者、幼稚園・保育所等に配布してきました。

また、子どもが読書に親しむための環境づくりに向けて、読み聞かせボランティアの育成や地域の読み聞かせグループの活動の支援を行ってきたほか、市町村の子ども読書活動推進計画を策定するための研修会を開催するなど、市町村への指導・助言を行ってきました。

県立図書館では、児童室の充実やおはなし会の開催など子どもの読書活動の環境づくりに努めるとともに、県立図書館の基本的業務として市町村立図書館等（公民館図書室等類似施設を含む）に対する協力貸出、職員研修、レファレンス・サービス^{注1}への協力等を行っているほか、市町村立図書館等に対して幼児・児童用の図書セットの貸出を行っています。

(2) 県内の状況

市町村の子ども読書活動推進計画の策定状況は、平成20年度末までに21の市町村で策定が完了し、8市町村が策定作業中、8市町村が策定検討中となっています。

市町村立図書館等においては、分館等を含めて平成20年度で31館が児童室を設けています。

文部科学省が毎年実施している「学校図書館の現状に関する調査」によると、本県の公立小・中学校では、「学校図書館図書標準の達成状況」、「ボランティアと連携する学校」、「学校図書館の図書情報のデータベース化」、「全校一斉の読書活動を行う学校」、「読み聞かせを行う学校」の割合が、小・中学校ともに増加しています。また、「公立図書館と連携する学校」の割合は、小学校で増加しています。

(資料編1)

2 本県の課題

本県における子どもの読書活動を推進する上での課題として、次の4つが挙げられます。

(1) 公立図書館の機能強化と図書館未設置の解消

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成20年3月）では、公立図書館を地域の読書活動を支えるキーステーションとして位置付け、その役割に大きな期待を寄せています。また、公立図書館等の機能強化を指摘しており、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年文部科学省告示第132号）を踏まえ、情報提供、普及・啓発、関係機関との連携、民間団体の支援、民間団体との協力・協働等、子どもの読書活動を推進するための積極的な取組を推進することを求めています。

本県の公立図書館の設置率は、平成15年度において37.3%でしたが、平成20年度末現在、55%であり、図書館未設置は18市町村となっています。

このため、公立図書館の機能強化と図書館未設置の解消が課題となっています。

注1：図書館利用者が調査・研究等を目的として求める情報や資料などを、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・調査し、提供・回答するサービス。

(2) 学校図書館の充実と公立図書館による支援

学校図書館は、子どもにとって多くの本と触れることができる最も身近な場所であり、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習情報センター」としての機能が期待されています。

本県では、「学校図書館図書標準の達成状況」、「公立図書館と連携する学校」、「ボランティアと連携する学校」の割合が、全国平均を下回っています。（資料編1）

このため、学校図書館の蔵書の充実とともに公立図書館やボランティアとの連携などにより学校図書館の機能の強化を図っていくことが求められます。

公立図書館においては、学校図書館への図書の貸出や調べ学習のための協力に加え、学校図書館が図書館としての基本的機能を発揮するために分類、配架、書架の配置、さらには蔵書管理、レファレンス・サービスなどについて、総合的な支援と連携を行うことが課題となっています。

(3) 読み聞かせボランティアの育成と支援

県は、読書関係団体と連携して読み聞かせ研修会等を開催し、読み聞かせボランティアの育成と活動者の連携の促進に努めてきました。研修会等への参加者は年を追うごとに増加し、活動の場も増えていますが、県全体としては、読み聞かせボランティアの活動や育成、連携が活発な地域とそうではない地域があります。

このため、読書関係団体等が県内各地域において開催する研修会等を支援するとともに、ボランティア、ボランティアグループ、関係機関等の広域的な連携・協力を推進していくことが課題となっています。

また、活動を希望するボランティアと受け入れを希望する施設・機関を効果的につなくコーディネート機能の充実が求められます。

(4) 乳幼児期からの家庭での読み聞かせの浸透

県は、乳幼児の保護者に向けた子どもの読書活動啓発のための小冊子を作成し、乳幼児の保護者、幼稚園・保育所等に配布してきました。

また、市町村においては、ブックスタート^{注2}及びこれに類する事業の実施が増加しており、乳幼児期からの絵本を通じての身近な大人とのふれあいや、これにより育まれる絆の大切さを伝えています。

子どもの読書活動を推進するためには、乳幼児期からの取組が重要であり、乳幼児期から家庭において豊かな読書環境に恵まれていることが望まれます。

このため、ボランティアとの連携・協働による幼稚園・保育所等における保護者向け研修会等の場を活用した乳幼児期からの家庭での読み聞かせの浸透や、市町村におけるブックスタート等の普及が課題となっています。

注2：乳幼児健診時等に、乳幼児とその保護者を対象として絵本の読み聞かせの大切さを伝えるとともに、絵本をプレゼントする活動。

第2章 基本方針

子どもの読書活動は、読解力や想像力、思考力、表現力等の生きるための基礎となる力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることにより、学ぶ楽しさや知る喜びを通じて、さらなる知的探究心や真理を求める態度を培います。

また、読書は、自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身につける契機ともなります。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものです。

このような観点から、県は、第1章で示した課題を踏まえ、次の基本方針の下、子どもの自主的な読書活動の推進に取り組みます。

1 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校がそれぞれの担うべき役割を果たすことはもちろん、子どもの読書活動に大きくかかわっている図書館、公民館などの関係機関、民間団体、企業等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ社会全体で取り組む必要があります。

このような観点から、県は、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進に努めます。

2 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備 充実

子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくためには、乳幼児期から読書に親しめるような読書環境を身近に整えることが必要です。

また、家庭、地域、学校では、子どもが生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、子どもが読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深め、自主的な読書活動ができるような機会を提供するとともに、そのための環境づくりに努める必要があります。

このような観点から、県は、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めます。

3 子ども読書活動に関する理解と関心の普及 啓発

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、保護者、教員、保育士等子どもの成長に深くかかわっている身近な大人が、読書活動に理解と関心を持つことが重要です。

また、子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿を見たり、大人に読書を勧められたりすることなどで、読書に関心を抱き、読書意欲を高めていきます。

このような観点から、県は、広く県民が自主的な子どもの読書活動の意義や重要性についての理解と関心を深め、子どもを取り巻く大人を含めた社会全体で読書活動を推進する機運の醸成に努めます。

第3章 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるよう、保護者が配慮していくことが大切です。

家庭では、子どもへの読み聞かせや、子どもと一緒にする読書など、読書に対する興味や関心を引き出し、読書習慣が自然に身につくような働きかけが望まれます。

(2) 地域での行事を通じた子どもの読書活動への理解の促進

図書館・公民館で行われるおはなし会や親子を対象とした行事等への参加を通じて、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣づけることの重要性について理解を深めることが大切です。

(3) 県の施策

県は、図書館・公民館、地域の読み聞かせグループ等の関係団体、子どもの読書活動が行われる施設（幼稚園、保育所、小・中学校、児童館、病院、保健所・保健センター等）と連携し、家庭での読み聞かせの浸透や、人生の早い段階から絵本等に触れることができる豊かな読書環境の整備に努めていきます。

県は、乳幼児の定期健康診査等の際に、図書館職員や読み聞かせボランティアが保健所・保健センターと連携し、絵本の選び方や読み聞かせの方法などを保護者にアドバイスする場を提供できるよう市町村に働きかけていきます。

県は、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣づけることの重要性について理解を深めるため、各家庭に向けての普及・啓発活動や情報発信に努めていきます。

2 地域における子どもの読書活動の推進

【図書館等】

(1) 地域での子どもの読書活動の推進における図書館等の役割

図書館等（公民館図書室等類似施設を含む）は、子どもが、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書に親しむことのできる場所であり、日常生活の中で、身近に読書に親しむことのできる場所であることから、子どもに読書の楽しさを伝え、読書活動を推進していくための様々な活動を展開していくことが望まれます。

図書館等は、保護者が、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談することのできる場所であり、おはなし会の開催、子どもに薦めたい図書の展示、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導等、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

図書館等は、地域における子どもの読書活動を推進する上で中心的な役割を果たす読書活動の拠点であり、子どもの読書活動を推進する団体・グループや図書館等の諸活動を支援するボランティアに対して、活動場所の提供や必要な知識・技術を習得するための学習機会の提供等の支援が求められています。

公立図書館等は、図書館運営に関する情報や知識を蓄積していることから、子どもにとって最も身近な学校図書館が「読書センター」、「学習情報センター」として機能するよう様々な支援を行うことを期待されています。

(2) 図書館等における読書環境等の諸条件の整備・充実

図書の本整備・充実

図書館等においては、子どもが自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択することができるよう、豊富で多様な図書を整備していくことが必要です。

図書の整備については、計画的に進めるとともに、県立図書館からの協力貸出を利用することも有効な手段です。

貸出サービス体制の整備・充実

図書館等から離れた地域に居住する子どもの読書活動を推進するためには、学校図書館や移動図書館など様々な貸出サービスを受けられる場所を整備し、児童図書の貸出体制の整備・充実を図っていくことが必要です。

図書館等の情報化

地域住民に対する児童図書の蔵書・貸出情報や、おはなし会の開催など子どもの読書活動の機会に関する情報等の提供は、子どもの読書活動を推進していく上で重要な役割を果たします。

このことから、地域住民への図書館情報の発信のためのホームページの開設や、インターネット情報の提供のための利用者開放コンピュータの設置など、図書館の情報化を図っていくことが必要です。

また、子どもたちにとっても分かりやすく、使いやすいホームページを設けるなどの工夫が求められています。

児童室等の整備

子どもにとって利用しやすい施設とするためには、児童室や絵本コーナーを整備するとともに、子ども専用の検索機や貸出・相談カウンターを設けるなどの工夫が必要で

司書の配置

司書は、児童図書をはじめとする図書の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談など、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たします。

また、公立図書館等による学校図書館の支援においても積極的な役割を果たすことが期待されていることから、司書の重要性についての認識を深め、司書の配置を行い、地域のニーズに対応していくことが必要です。

職員研修の充実

司書だけでなく、その他の職員や司書が配置されていない図書館等の職員においても、児童図書や児童文学に関する広範な知識、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識、及び子どもの読書指導に関する知識と技術が求められることから、職員研修の充実を図ることが必要です。

障害のある子どものための諸条件の整備・充実

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害に応じた図書の充実にあわせて、読書に親しめる環境を整備していくことが必要です。

(3) 県の施策

県立図書館は、子どもに対するサービスの充実を図るため、児童図書の収集・提供、おはなし会の開催、利用案内やレファレンス・サービス、読書相談等に努めていきます。

県立図書館は、読み聞かせやおはなし会が充実するよう、ボランティアとの連携・協力を努めていきます。

県立図書館は、市町村に対し、図書館設置や図書館運営についての助言を行うとともに、図書館等の連携・協力を進め、児童図書等の貸出や市町村立図書館等から寄せられるレファレンスへの回答、図書館等との相互貸借や連携・協力の推進に努めていきます。

県立図書館は、図書館に関する情報の収集、全国的な動向の把握に努め、司書及びその他の職員が専門的知識・技術を習得するため、研修等に派遣するとともに、県内の市町村立図書館等や学校図書館でのサービスが充実するよう、関係者を対象とした研修の充実を図っていきます。

県は、障害のある子どもが読書に親しめる環境を整備するため、関係機関と連携し、点字資料、録音資料等の収集・提供に努めるとともに、読み聞かせボランティアの協力を得ながら、障害のある子どもの読書活動の充実を図っていきます。

さらに、それらの推進を市町村に働きかけていきます。

【ボランティア、民間団体・企業】

(1) 地域の読書活動の推進におけるボランティア、民間団体・企業の役割

読み聞かせや学校図書館支援活動を行うボランティア等によって組織されたグループ・団体は、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供したり、学校図書館の活発な活動を支えるとともに、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広める上で、重要な役割を果たしています。

絵本、児童書、青少年向け図書を提供する書店等の民間企業は、子どもの読書活動を推進する上で欠くことのできない存在です。また、読み聞かせボランティアと連携して行うおはなし会の開催などは、地域における子どもの読書活動の推進に大きく貢献しています。

(2) ボランティア、民間団体・企業に係る諸条件の整備・充実

ボランティア等が地域で活発に活動するためには、ボランティアとそれを受け入れる幼稚園、保育所、学校、公立図書館、民間企業等との間で、それぞれの活動内容やニーズ等の情報が共有されることが大切です。

ボランティア等が資質や能力を向上させるためには、図書館等で開催される研修会への参加だけでなく、自主的な企画による合同研修会や交流会の開催、ボランティア同士の連携やネットワークの形成など、それぞれのグループが持つ知識や経験、ノウハウを活かしながら相互に高め合っていく取組が必要です。

(3) 県の施策

県は、関係機関と連携しながら、ボランティア活動者の育成に努めるとともに、ボランティアグループと受け入れ施設とのコーディネートや情報提供に努めていきます。

県は、ボランティアやボランティアグループ同士の広域的な連携の促進と、関係機関や書店等の子どもの読書活動の推進に賛同する民間団体・企業の連携が図られていくよう努めていきます。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

【幼稚園・保育所】

(1) 子どもの読書活動の推進における幼稚園・保育所の役割

幼児期から読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園や保育所においては、子どもが絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが大切です。

子どもが絵本等の楽しさと出会い、物語などに親しみ、読書の喜びに触れるためには、職員や保護者など、身近な大人が読書の大切さや意義について理解を深めていく必要があります。

(2) 幼稚園・保育所における読書環境等の諸条件の整備・充実

幼稚園・保育所においては、子どもが安心して図書に触れることができるようなスペースの工夫や、絵本に対して興味を持てるようにはなし会を開催するなど、絵本に親しむ機会や読書環境を作っていくことが大切です。

職員や保護者が子どもの読書活動についての理解を深めるためには、研修会等で乳幼児期からの読書の大切さについて話を聞くことや、読み聞かせの実演に子どもと一緒に触れることが必要です。

子どもの読書活動の推進のための様々なノウハウや知識・経験を活用し、一層の効果を得るためには、幼稚園・保育所等が単独で取り組むだけでなく、地域の読み聞かせボランティアとの連携や公立図書館等の支援が必要です。

(3) 県の施策

県は、読み聞かせボランティアと連携して、幼稚園・保育所の求めに応じて、研修会やお話会の講師や実演者を紹介するとともに、様々な子どもの読書活動の推進に関する情報提供を行います。

県立図書館は、幼稚園・保育所の求めに応じて、子どもの発達段階に応じた図書の選び方に関する助言などの支援をしていくとともに、市町村立図書館等にも協力体制をとるよう働きかけていきます。

【小学校・中学校・高等学校・特別支援学校】

(1) 子どもの読書活動の推進における学校の役割

学校においては、国語などの各教科等における学習活動を通じて、読書活動が行われており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。

児童生徒の読書に親しむ態度を育成するためには、朝の読書や読み聞かせ活動などの取組が重要です。

推薦図書コーナーを設置したり、卒業までの間に読んでほしい図書を推奨するなど、学校や家庭において読書習慣を身につけていくよう促していくことも有効な手段です。

子どもの読書活動を推進していくため、教職員が読書活動の意義について理解を深めていくとともに、学校図書館の活用をはじめとした取組に関する情報交換や研究協議などを行い、意識の高揚を図っていく必要があります。

(2) 学校における読書環境等の諸条件の整備・充実

家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動の充実のためには、保護者や地域のボランティアの協力を得ながら、読み聞かせやブックトーク^{注3}活動、学校図書館の整備など、学校と地域が一体となった読書活動を推進していくことが必要です。

学校図書館の機能の整備・充実

学校図書館は、「読書センター」としての機能と、「学習情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となって職員の連携を図るとともに、必要に応じて保護者や地域のボランティアの協力を得て、学校図書館の機能の充実を図っていくことが必要です。

図書の整備・充実

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心にこたえる魅力的な図書を整備・充実していくことが必要です。

このため、各学校において自校の図書の充実に取り組むとともに、他校の学校図書館や公立図書館等との連携を進めることも必要です。

情報化の促進

学校図書館にコンピュータを整備し、蔵書情報をデータベース化し、インターネット等を活用して情報の共有化を進めることにより、他校の学校図書館や公立図書館等との相互検索が可能になり、自校の図書館だけではなく、地域全体での図書や各種資料の共同利用、多様な興味・関心にこたえる図書の整備等が可能となります。

司書教諭を中心とした教職員間の協力

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的役割を担っています。

司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員間の協力体制の確立と校務分掌上の配慮をするなどの工夫が必要です。

注3：一定のテーマで、その本の面白さを伝えることや、その本やそのテーマに関する本を読みたい気持ちを起こさせることを目的に、一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介する取組。

学校司書等の配置

司書教諭と協力して、学校図書館の諸事務や蔵書の管理等に当たる学校司書等（学校図書館を担当する事務職員）を配置することで、学校図書館の活用をさらに充実させることが可能となります。

(3) 県の施策

県は、子どもたちの豊かな人間性の育成を図り、知的活動を増進するための読書活動が、すべての学校において推進されるよう指導・助言に努めていきます。

県は、学校図書館の蔵書の整備や図書情報のデータベース化が図られるよう、県立学校や市町村教育委員会等に働きかけていきます。

県は、学校図書館と公立図書館等との情報交換、合同研修会など、読書活動の推進につながる交流や連携が行われるよう働きかけていきます。

県は、学校司書等の配置や取組について、市町村に対し情報提供します。

県立図書館は、各学校の求めに応じ、図書の貸出や学校図書館の整備についての助言や情報提供に努めていきます。

4 子どもの読書活動を推進するための条件整備

(1) 県における推進体制

本県における子どもの読書活動が、家庭、地域、学校を通じた社会全体で推進されるよう、県は、教育委員会関係各課と県立図書館が密接に連携し、知事部局の関係機関とも連携を図りながら取り組んでいきます。

(2) 市町村における推進体制

県は、市町村において計画的に子どもの読書活動の推進が図られるよう、市町村子ども読書活動推進計画の策定及び第二次計画への改定を積極的に働きかけるとともに、その推進に当たっては、指導・助言に努めていきます。

(3) 民間団体に対する支援と連携・協働

子どもの読書活動の推進は、地域の子育てサークルやPTA組織、読み聞かせグループなど、民間団体や個人のボランティア活動に負うところが大きいことから、県は、県立図書館等、関係機関とともに、地域の子どもの読書活動を推進する民間団体や個人に対して、読み聞かせ研修会や県域又は市町村域を越えた連携についての情報を提供するなどの支援に努めます。

また、これらの民間団体や個人と連携し、協力を受け、幼稚園・保育所、小・中学校、放課後児童クラブ、児童館、病院、保健所・保健センター等、子どもにかかわる関係施設、機関、団体で行われる読み聞かせ活動を支援し、子どもの読書活動の推進に努めていきます。

第4章 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

1 子ども読書啓発事業の推進

「子ども読書の日」(4月23日)及びこの日から5月12日までの「こどもの読書週間」は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられました。

これまでも、公立図書館を中心に様々な記念事業が開催されており、子どもの読書活動に対する関心の高まりを見せています。

県は、この取組をさらに広げていくため、地域、学校、図書館、企業や民間団体等との連携を図りながら、より充実した啓発活動が展開されるよう働きかけていきます。

また、読書週間(10月27日～11月9日)においては、子どもの健やかな成長に対する絵本の影響力や、子どもと本を結びつける読み聞かせ活動の効果に対する理解を深める機会を提供することにより、地域ぐるみで子どもの読書環境づくりを推進する機運を高めることを目的とした、全県的な子どもの読書活動の推進を図る啓発活動を行います。

2 優良な図書の普及

優良な図書の普及を図ることは、地域における子どもの読書活動を推進する上で大変重要です。

このため、県は関係機関、団体等と連携し、乳幼児期から読書に親しめるような本や子どもに読ませたい本の紹介等を行ってきました。

今後も、優良な図書を家庭・地域に紹介するとともに、優良な図書が、幼稚園・保育所、学校図書館、公立図書館等の子どもの身近な所に置かれ、いつでも触れることができるよう働きかけていきます。

第5章 計画の評価

1 計画の評価

計画期間における計画内容の進捗状況を把握するために、数値目標を設定し評価します。

2 評価の指針と数値目標

本県における子どもの読書活動の推進に関する評価のための指針と数値目標は、次のとおりとします。

なお、数値目標は、子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策を行う上での取組の目安として掲げるものであり、市町村等に対し、その達成を義務付けるものではありません。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進に関する評価

保護者の読み聞かせ等の大切さについての理解が進み、乳幼児期から子どもが本に触れることができる環境が整っているか。

数値目標

市町村におけるブックスタートの実施（県生涯学習課による調査）

現状値 (平成20年度)	目標値 (平成26年度)	目標値設定の考え方
17.5%	35%	現行の2倍

(2) 地域における子どもの読書活動の推進に関する評価

市町村における子どもの読書活動の推進が計画的に進められているか。

公立図書館等が利用されているか。

公立図書館等とボランティアが連携して活動しているか。

数値目標

市町村子ども読書活動推進計画の策定（県生涯学習課による調査）

現状値 (平成20年度)	目標値 (平成26年度)	目標値設定の考え方
52.5%	100%	全市町村での策定完了

公立図書館等における児童書の貸出（県立図書館による調査）

現状値 (平成20年度)	目標値 (平成26年度)	目標値設定の考え方
825,041冊	900,000冊	近年の伸び率を基に推定した数値

公立図書館等とボランティアとの連携（県立図書館による調査）

現状値 (平成20年度)	目標値 (平成26年度)	目標値設定の考え方
55.0%	100%	全市町村の公立図書館等で実施

(3) 学校における子どもの読書活動の推進に関する評価

学校図書館の蔵書の整備が進んでいるか。

公立図書館等による学校図書館の支援が進んでいるか。

学校と保護者や地域のボランティアとの連携が進んでいるか。

学校図書館での効果的な蔵書管理が進んでいるか。

数値目標

年度別新規購入・受入図書（学校図書館の現状に関する調査）

	現状値 (平成19年度)	目標値 (平成26年度)	目標値設定の考え方
小学校	50,772冊	60,000冊	本県の伸び率に、全国の伸び率を勘案した数値
中学校	30,666冊	40,000冊	

公立図書館と連携する学校（学校図書館の現状に関する調査）

	現状値 (平成20年度)	目標値 (平成26年度)	目標値設定の考え方
小学校	45.3%	85%	近年の伸び率を基に平成26年度の全国平均を 推定した数値
中学校	11.7%	40%	

ボランティアと連携する学校（学校図書館の現状に関する調査）

	現状値 (平成20年度)	目標値 (平成26年度)	目標値設定の考え方
小学校	60.2%	95%	近年の伸び率を基に平成26年度の全国平均を 推定した数値
中学校	8.2%	30%	

学校図書館における図書情報のデータベース化（学校図書館の現状に関する調査）

	現状値 (平成20年度)	目標値 (平成26年度)	目標値設定の考え方
小学校	43.7%	65%	近年の伸び率を基に平成26年度の全国平均を 推定した数値
中学校	40.9%	65%	

3 計画の推進に向けて

計画の推進に当たっては、毎年度文部科学省や県立図書館が実施する調査等によって進捗状況を把握し、計画を着実に推進していくよう努めていきます。